

## 要介護者等住宅改造費助成条例の提案

### 洞口邦子議員の本会議での提案趣旨説明

2002年2月14日：平成14年第1回定例会（第1日目）

#### 三十八番（洞口邦子）

議第一号仙台市要介護者等住宅改造費助成条例について、提案の趣旨説明を行います。この条例案は、高齢者及び要介護者等が居住するすべての世帯に、必要と認められる住宅改造工事費を八十万円を限度に助成するものです。

基本的には、現行の仙台市高齢者住宅改造費補助金交付要綱から所得税非課税世帯という枠を取り払って、対象をすべての高齢者等が居住する世帯に拡大しようとするものです。これによって、高齢者等の日常生活における介護予防と自立支援に貢献しようとするのが目的です。

現在、介護保険住宅改修費の支給限度基準額は二十万円のものまでで、実際の支給はそのうち九割の十八万円までが支給される上限額です。このほかに仙台市では、高齢者住宅改造費補助金交付要綱に基づき、所得税非課税世帯に属する要援護高齢者の住宅改造工事に要する費用について、六十万円を限度に補助を行っています。

仙台市のほかに、八つの政令市が高齢者住宅改造費助成に関する制度を持っていますが、一市を除いては対象者に制限がありません。利用実績は、仙台市では二〇〇〇年度で四十九件、予算は約二千万円と件数も予算もわずかですが、他の八政令市は平均数百件で、平均一億数千万円の実績となっています。所得制限をなくすことで、住みなれた家で一日でも長く安心して生活できることは、高齢者にとっても家族にとっても何よりも幸せなことではないでしょうか。

そうしたことから、この条例は、高齢者等が居住するすべての世帯を対象とし、どのような規模の改造工事を行っても現行の制度を上回る額の助成が受けられるように、補助金額は八十万円を上限とする提案です。

介護予防、自立支援としての住宅改造費助成の取り組みは、寝たきりを予防し、ひいては介護保険事業費用の削減にもつながります。

この条例案は新年度からの施行となりますが、助成対象の拡大によって利用者が大幅にふえる場合には、補正予算を組んで対応することで実現可能と考えます。また、制度を拡充することで、仕事がなくて困っている中小零細建設関連業者の仕事がふえれば、落ち込んでいる景気回復に幾ばくかの貢献もできるのではないのでしょうか。

以上の趣旨を御理解いただいて、この条例提案に議員各位の御賛同をいただきますように心からお願いいたしまして、提案説明といたします。